

ID: 30

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	八頭町行政財産使用料条例 第2条
例規番号	平成17年条例第66号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第2条 別表に掲げる行政財産を使用するものから同表に定める使用料を徴収する。

【基準】

根拠条文及び別表の規定による。

別表(第2条関係)

1 土地

区分	使用料	
	単位	金額
電気事業及び電気通信事業のため使用させる場合		電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に定める額
通勤等のため駐車場として使用させる場合	車1台につき1月	町長が別に定める額
その他の場合	使用面積1平方メートルにつき1年	基準額

2 建物

区分	使用料		
	単位	昼間	夜間
本庁舎、船岡庁舎及び八東庁舎会議室、その他	1回	1,050円	1,260円

備考

- 使用面積若しくは物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 土地に係る使用期間が1月未満であるときは、1月として計算するものとする。
- 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格(許可の日の属する年度の初日の属する年の前年分の相続税課税標準価格等を勘案して町長が別に定める額をいう。以下同じ。)に100分の4を乗じて得た額(土地の使用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に1,000分の42を乗じて得た額)をいう。
- 暖房又は冷房をしたときは、2の表に定める使用料の額に50%に相当する額を加算するものとする。

備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日